

市第4号議案

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正

1 改正の概要

平成 24 年 8 月 22 日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」とします。）が公布され、「恩給法等の一部を改正する法律」が改正されました。

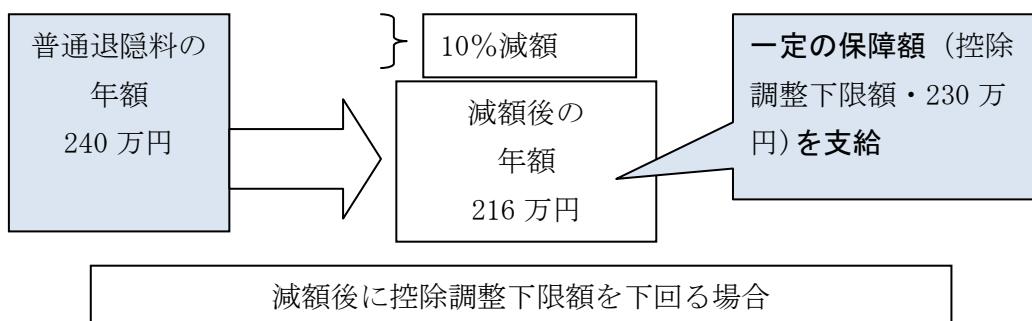
このため、横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正し、普通退険料の年額を 10% 減額します。ただし、普通退険料の年額が**一定の保障額**（以下「**控除調整下限額**」という。平成 25 年度は 230 万円。）以下である場合は、減額を行いません。

また、減額後の金額が控除調整下限額を下回る場合は、控除調整下限額を支給することとします（イメージ図参照）。

※ 普通退険料及び普通恩給について

現在の共済年金制度の発足（国：昭和 34 年 10 月、地方：昭和 37 年 12 月）前に、国及び地方公共団体は独自の年金制度を設けていました。このうち、一定の在職年数に基づき支給される年金を、本市の場合は普通退険料、国の場合は普通恩給と呼びます。

【イメージ図】



※ 平成 25 年 4 月 1 日現在で、普通退険料の受給者は 184 名おり、そのうち、普通退険料の年額が 230 万円を超えていて、今回の改正により減額されることとなる受給者は 1 名です。

2 改正の理由

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例第 2 条の 2 により、年金である恩給等の額について恩給法等の規定に基づく改定の措置が講ぜられた場合は、国の措置に準じた改定の措置を講ずる必要があります。

今回の改正は、改正法により国の普通恩給に対して行われる改正と同じ内容となります。

【参考】横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例第 2 条の 2

退職年金の額については、年金である恩給等の額について恩給法（大正 12 年法律第 48 号）第 2 条の 2 等の規定に基づく改定の措置が講ぜられた場合には、それらの措置に準じて、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

3 施行期日

改正法附則第 1 条第 3 号に規定する規定の施行の日

（改正法の公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定められることになっていますが、現時点では、政令は公布されていません。）